

「旧リーマン・ブラザーズ・コマーシャルモーゲージ株式会社より
お借入れのローン」をご契約の皆さまへ（お知らせ）

2021年6月30日

「旧リーマン・ブラザーズ・コマーシャルモーゲージ株式会社よりお借入れのローン（以下、「LBCM ローン」という）」は、現在 LIBOR（※1）を基準金利としています。

LIBOR 公表停止に関連し、該当のお客さまには 2021 年 1 月 20 日付（事前のお知らせ）にてお伝えいたしました参照金利（※2）の「(調整) 長期プライムレート（※4）」への移行につきまして、2021 年 7 月 13 日付での移行を予定しておりますのでご連絡申し上げます。

ご不明点等は、お気軽に下記フリーダイヤルもしくは e メールにてお問い合わせください。引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

対象のお客さま：「LBCM ローン」をご契約のお客さま
送付書面：「ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）」

※次ページ以降をご参照ください。

送付予定日：2021 年 7 月下旬以降

<本件に関するお問い合わせ先>

■ お電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行個人ローン事務部 0120-17-0668（受付時間：平日 9:00～17:00）

※お問い合わせ番号：G04をオペレーターへお伝えください。

■ 弊社ホームページからのお問い合わせはこちら

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

※「LBCM ローン基準金利変更に関して」と明記ください。

※回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

最終の金利移行についてお知らせします。
該当のお客さまには7月下旬以降に適用金利を記入の上、
下記ご案内のお手紙をお送りいたします。

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

住所 _____

お名前 _____ 様

2021年7月●日
株式会社東京スター銀行

ローン参照金利変更について（後継金利移行のお知らせ）

謹啓 大暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、LIBOR（※1）公表停止に関連し、該当のお客さまには2021年1月20日付（事前のお知らせ）にてお伝えいたしました参照金利（※2）の「（調整）長期プライムレート（※4）」への移行につきまして、2021年7月13日付にて移行を完了しましたので、お客さまとのお契約（ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）〔借入要項〕『利率・元利金返済額の変更』第1項）（★1）に基づきご連絡申し上げます。

詳しくは後記をご参照ください。

ご不明点等ございましたら、後記個人ローン事務部まで遠慮なくお問合せください。
引き続き東京スター銀行をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（※1～※5）は別紙1「用語のご説明」をご参照ください。

（★1）は別紙2「お客さまとのお契約内容（抜粋）」をご参照ください。

謹白

記

1. 参照金利変更の概要（2021年7月13日現在）

お客さまご利用のローンにつきまして、以下の変更をいたしました。

- 参照金利を「LIBOR」から「長期プライムレート±調整幅（調整長プラ）」基準に変更いたしました。
（お客さまの適用金利は次ページをご参照ください。）
- 参照金利は今後も毎年1月と7月の各返済日を基準日として、基準日の2営業日前の調整長プラに基づき変動いたします。
- 本件に関しまして、お客さまからご提出いただく書面等はございません。
ただし、繰り上げ返済をご希望の場合は、別途お手続きが必要になります。
後記「繰り上げ返済のご案内」をご確認ください。

2. 変更後の適用金利

お客さまにつきましては、下記のように移行いたしました。

【記載例】7月13日が
基準日になりますので
変動致します。

変更後の適用金利【2021年7月13日現在：調整長プラへ移行】					
お客さまの 適用金利 ③+④		長期プライ ムレート ①	調整幅 ②	調整長期プラ イムレート ①+②=③	スプレッド ④
{ 1.850% }	=	1.000%	△1.050%	△0.050%	{ 1.900% }

こちらの金利に
移行しました。

ご参考【2021年7月13日現在：LIBOR基準を継続した場合】					
お客さまの 適用金利 ⑤+④		LIBOR ⑤			スプレッド ④
{ 1.850% }	=	△0.050%			{ 1.900% }

- ① 2021年7月9日現在の当行所定の長期プライムレート金利になります。
- ② 今回の移行に伴い調整した金利幅のことです。
- ③ ①+②の合計
- ④ 当初契約時に決めてありますスプレッド（※3）（★1）（上乗せ金利）です。
本項目は変更いたしません。
- ⑤ 約定に基づいた、2021年7月13日（7月の返済日の2営業日前）11：00時点の円LIBOR6ヵ月もの金利になります。

【Point 1】並行移行を実現するため、マイナス（△）の調整幅（②）を設けて、適用金利が同水準になるように調整いたしました。

【Point 2】今後は、長プラ金利（①）と調整幅（②）による調整を加えた額を調整長プラ（③）とします。

調整幅（②）は固定値としますので、実質的には長プラの金利変動と同じ幅で変動するようになります。

3. 調整幅の決定について

弊行は、「日本円金利指標に関する検討委員会（※5）」の進捗・動向を確認するとともに、市場動向、他行動向等も勘案し慎重に検討を重ねた結果、並行移行方針に決定いたしました。

調整長プラへ移行した今回の適用金利は、LIBOR 継続と仮定したケースと比較して変動のない金利になっております。前記「LIBOR」の欄と「調整長期プライムレート」の欄が同じ金利になっていることをご確認ください。

4. 移行手続き

今回の「金利移行」により参照金利変更の手続きは終了になります。

なお、参照金利は2021年7月13日より調整長プラへ移行しておりますが、実際の返済額の変更は2021年8月16日のご返済からになりますので、予めご了承ください。

※毎月のご返済額につきまして

2021年7月中旬頃に郵送しております「返済のご案内」をご参照ください。

5. お問い合わせ先

■電話でのお問い合わせ先はこちら

東京スター銀行個人ローン事務部 0120-17-0668（受付時間：平日 9:00～17:00）

お問い合わせの際は、お問合せ番号：G04をオペレーターへお伝えください。

■弊行ホームページからのお問い合わせはこちら↓（回答にお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。）

<https://www.tokyostarbank.co.jp/contact/inquiry.html>

「ローンの参照金利変更に関して」と明記いただけますと幸いです。

繰り上げ返済のご案内

前記のとおり、今回の参照金利の変更にあたっては、変更前後の適用金利の水準が極力LIBORを参照金利とした場合と同水準に保たれるよう、適正な調整幅による調整を行いました。

しかしながら、LIBORと長期プライムレートは異なる金利指標であり、将来の金利水準の変動によっては、お客さまの当初の返済計画と差が生じる可能性もございます。お客さまにおかれまして、この返済計画の差異に鑑みローンを返済される場合は、以下の期間に限り繰上返済手数料（ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）規定第3条第1項、第2項）（★2）を無料で承ります。

（★2）は別紙2「お客さまとのお契約内容（抜粋）」をご参照ください。

【繰上返済手数料無料の受付期間】

2021年8月2日（月）9：00から2021年12月30日（木）17：00まで
（受付時間：平日9：00～17：00、土日祝日は休みです）

【ご留意事項】

- ・ 繰上返済予定日の1ヶ月前までにお申し出ください。
- ・ 一部繰上返済も承ります。

【繰上返済お手続きの方法】

1. 前記お問合せ先へお電話ください。
2. 弊社担当者に「LIBORの件で繰上返済したい」とお申し付けください。
3. お申し込みはお電話で承ります。詳しいお手続きは担当から説明を致します。
4. 担保抹消書類は、原則として後日お届けのご住所に郵送いたします。
完済と同時に抹消書類が必要になる場合は、担当者から受け渡し方法をご案内いたします。

以上

【用語のご説明】

※1 LIBOR（ライポー）

LIBORとは、“London Interbank Offered Rate”（ロンドン市場銀行間取引金利）のことで、ロンドン市場の銀行間で取引される貸出金利を一定の基準で集計したものです。短期金利市場の指標金利として日本を含めて世界的に広く認識され、取引に用いられています。当該ローンにおいては、日本円6ヵ月ものの金利である「6ヵ月円LIBOR」を参照金利として使用しています。

※2 参照金利

変動金利でお借入の場合に、金利変動を参照している金利のことを指します。

※3 スプレッド

金利の上乗せ幅のことをいいます。

※4 長期プライムレート

長期プライムレートとは、民間金融機関が企業や個人のお客さまに対して、期限1年以上の融資をする際に最低限度となる金利（最優遇金利）のことです。

弊行所定の長期プライムレートの利率は、お電話、FAXにてお問い合わせいただくことによりご確認いただけます。（電話番号：03-3224-8930 FAX番号：03-3582-7121）

※5 日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）

LIBORが2021年末をもって恒久的に公表停止される可能性が高まっていることから、LIBORの公表停止に備えた対応を中心に各種検討を進めている委員会です。詳しくは、下記サイトをご参照ください。

https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/

【お客さまとのお契約内容（抜粋）】

ローン契約証書（金銭消費貸借契約証書）

★1 【借入要項】（抜粋）

利率・元利金返済額の変更

1. 利率変更の基準となる金利

「利率」欄に記載の利率は、下記2に従って、以下に定める基準利率（以下、本契約において「基準利率」といいます。）の変動に伴い引上げまたは引き下げられるものとします（以下、本契約において変更後の利率を「新利率」といいます。）。

基準利率は期間を6ヶ月とする円のLIBOR（London Inter-Bank Offered Rate = ロンドンのユーロ市場における銀行間の資金の出し手利率）で、貸付人がテレレート（金融情報提供会社）の3750画面上に表示される6ヶ月円LIBORの利率にもとづき決定するものとします。もし、テレレートの3750画面において6ヶ月円LIBORを入手できない場合、貸付人は、主要銀行の6ヶ月円LIBORが記載されているテレレートの代替画面に記載されている6ヶ月円LIBORの利率にもとづき利率を決定するものとし、これが不可能な場合には、貸付人が選択するテレレート以外の金融情報提供者により提供される6ヶ月円LIBORの利率にもとづき基準利率を決定するものとします。これらがいずれも不可能な場合には、貸付人は、British Bankers' Association（英国銀行協会）が円LIBORを決める際に参照していた銀行の中から任意の銀行を選択し、当該銀行により提供される期間を6ヶ月とする円の銀行間の出し手利率を入手し、これにもとづき基準利率を決定するものとします。基準利率は、ロンドン時間の午前11時時点の6ヶ月円LIBORに基づき決定されるものとします。ただし、やむをえない事由があるときは、貸付人は入手可能な時点の6ヶ月円LIBORにもとづき基準利率を決定するものとします。

また、もし、6ヶ月円LIBORの取扱いが廃止された場合は、貸付人は変動金利の基準利率を、本契約にもとづく融資と同種の融資取引において日本、英国または米国の貸手により一般に採用されているもの（または金融機関の資金調達金利）に変更することができるものとします。

2. 利率変更の方式

(1) 利率変更は第1回返済日以降年2回行われるものとします。新利率は、第1回返済日以降に到来する毎年1月と7月の各返済日（以下、本契約において「基準日」といいます。）を基準日として、基準日の2営業日前に次の算式により定められるものとします。

新利率 = 基準日の2銀行営業日前の基準利率 + {スプレッド} % (年率)

(2) (略)

- (3) 1月の返済日を基準日とする新利率は同年1月の返済日の翌日から同年7月の返済日まで適用し、7月の返済日を基準日とする新利率は同年7月の返済日の翌日から翌年1月の返済日まで適用します。

★2【規定】（抜粋）

第3条 繰り上げ返済

1. 借入人は原則として本契約による債務を本借入要項記載の返済期日前に繰り上げ返済することはできないものとします。ただし、本条第2項に定める手数料およびこれに対する消費税等を支払う場合はこの限りではありません。借入人が、本契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は本借入要項記載の毎月の返済日とします。借入人は、繰り上げ返済日の1ヶ月前までに貸付人へ貸付人所定の書面にて通知するものとします。また、本規定第4条第1項または第2項により本契約による借入人の債務全額につき期限の利益が喪失され、債務全額を直ちに返済する義務が生じている場合には、借入人は期限の利益喪失時に債務全額を返済するものとして本条第2項各号にしたがい計算される手数料および消費税等を、元金、遅延損害金および本条以外の規定により支払われる費用等に加えて支払うものとします。
2. 借入人が繰り上げ返済をする場合には、以下本条に規定する手数料およびこれに対する消費税等を繰り上げ返済と同時に貸付人に支払うものとします。なお、手数料および消費税等の金額は、貸付人所定の計算方法によるものとします。
 - ① 第1回返済日から第12回返済日までに繰り上げ返済する場合：
繰り上げ返済する元金の5%
 - ② 第13回返済日から第24回返済日までに繰り上げ返済する場合：
繰り上げ返済する元金の4%
 - ③ 第25回返済日から第36回返済日までに繰り上げ返済する場合：
繰り上げ返済する元金の3%
 - ④ 第37回返済日から第60回返済日までに繰り上げ返済する場合：
繰り上げ返済する元金の2%
 - ⑤ 第61回返済日以降に繰り上げ返済する場合：
繰り上げ返済する元金の0.5%